

復職者(労働災害・私傷病)に対する体力機能の回復支援体制の構築			
ガイドラインステップ	キーワード	・労働災害被災者	・体力機能の回復
6・9・10		・私傷病	・運動指導
改善・取組みの背景と課題	<p>労働災害被災者や私傷病による長期休業者については、体力機能の低下など下記のような問題を抱えていることが予想されるが、対策を実施している企業は少ない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医療機関において復職可と診断されても業務に必要な体力機能が回復していない場合がある。 2. 不十分な体力で復職をすることにより、災害の再発や病状の悪化も予想される。 3. 復職時に十分な体力機能が回復したかどうかを定量的に評価する基準がない。 		
	改善・取組みの着眼点	<p>このような点から、復職時に対象者の健康と安全を考慮した対策が必要と考えた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当事業所で、安全に働くために必要な労働能力の客観的指標として実施している「安全体力機能テスト(以下本テスト)」を、復職者の体力判断に利用する。 2. 本テスト結果等により、体力機能の回復が不十分と考えられる事例に対しては業務に必要な体力まで回復できるように運動指導を行い、サポートする。 	
改善・取組みの概要	<p>2008年から、上記取り組みを実施し、効果を確認したので2010年より、復職面談の対象者全員に本テストを行い、必要により体力機能の回復のための運動指導を行なう体制を整えた。</p> <p>2010年からの体制</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 産業医による復職面談時(休職1ヶ月以上対象)に本テストを実施、現状の体力と作業形態、回復状態を把握した上で就業配慮を行う。 2. 体力機能の回復が十分でなく就業配慮が必要と判断される場合は、産業医の指示により運動指導を受けることができ、回復を確認してから再度面談を実施する。 3. 労働災害被災者は就業中、私傷病による休業者は就業後に運動指導を受ける。 4. 休職中でも本人の希望があれば、産業医が主治医に連絡を取り主治医の許可が得られれば運動指導を受けることができる。 <p>運動指導の具体的留意点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 復職のための体力目標は当事業所で安全域とされる評価3以上を目標とする。 2. 体重、体脂肪の増減や筋肉の萎縮、関節可動域の制限、重心動揺の不安定性など、作業上必要な他の要素についても考慮する。 3. 所属部署との連絡を密にし、運動意欲を低下させないように十分配慮する。 		
	<p>【安全体力機能テスト】当事業所の作業形態を考慮し、転倒や腰痛リスク、ハンドリング能力、危険回避能力で構成した8項目からなるテストを開発。2004年より健診時に5,000名の従業員全員に実施している。結果は5段階で評価し、「評価3以上」は当事業所で必要な体力機能を保持する安全域、「評価2」は要注意域として体力低下を予防するための運動指導を実施、「評価1」は危険域として運動指導と再測定を行い、不合格者には産業医面談を行う。</p>		

<p>写真・図表・イラスト</p>	<p>従来の復職の流れ</p> <p>改善後の復職の流れ</p>
<p>効果</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. これまで復職時に本テストを実施した 14 名は、休職以前と比べ 8 項目中平均 4 項目のテストで評価が低下していた。本人及び上司とも現状の体力機能を把握することで、安全を考慮した就業配慮が更にできるようになった。 2. 運動による回復支援を行った 6 名全員が、2週間～2ヶ月の運動指導により全ての項目で元の体力、もしくはそれ以上に回復し、元の業務へ完全復帰した。 3. 本テストは毎年健診時に実施しており、復職者の体力状態について時系列的に確認をすることができ、継続した支援を行うことができる。 4. 長期休業による復職後の健康や業務に対する不安などの問題を抱えるケースもあったが、体力機能の回復支援は、このような不安を聞く場ともなり、専門のスタッフや上司がフォローすることでメンタル的な問題を防ぐことができた。
<p>この GPS の経験から学ぶことができるポイント</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 復職時における従業員の基本的な体力機能は受傷前よりも低下していることが多いことから、労働災害被災者や私傷病による休業者については対策が必要である。 2. 完全に元の業務に復帰するためには、各企業の作業形態を考慮した客観的指標による体力機能の確認、更に、回復が不十分な場合は運動指導を行う体制が必要である。 3. このような取り組みは、本人、主治医、所属、健康管理部門の連携はもちろん、人事、安全衛生部門、労働組合などの理解と協力が重要である。
<p>参考資料</p>	<p>産業衛生学会雑誌 第 49 巻 第 80 回日本産業衛生学会講演集 P481 産業衛生学会雑誌 第 50 巻 第 81 回日本産業衛生学会講演集 P347, P348 産業衛生学会雑誌 第 52 巻 第 83 回日本産業衛生学会講演集 P370</p>
<p>投稿者</p>	<p>乍智之・辻博明・山下真紀 子・金吉亜紀子・平田美沙子</p> <p>e-mail t-nagara@jfe-steel.co.jp</p> <p>2010 年 10 月 18 日</p>